

当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業年度	自	平成24年4月1日	法人コー	A020314
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	水産資源の維持増大や生育環境の保全等を通じた豊かな海づくり推進事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収	—

[2] その他の事業（相互扶助等事業）

事業番号	事業名等
他	—

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

い。

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	水産資源の維持増大や生育環境の保全等を通じた豊かな海づくり推進事業	79.3

#### [1] 事業の概要について (注1)

##### 1 趣旨・まとめた理由

魚食国である日本人の食卓に、安全で美味しい水産食料を安定的に届けるため、水産資源の維持・増大や海域の環境保全に取り組み、次世代を担う子供たちに自然の恵みを引き継ぎ、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる「豊かな海づくり」の実現が求められている。

近年、資源の回復力を上回る漁獲や産卵・生育の場となる沿岸域の開発等を背景に、我が国周辺の海の水産資源の状況は悪化しており、これら水産資源の回復は国民的課題となっている。この対策として稚魚・稚貝の放流を中心とする栽培漁業の推進や、河川上流域や沿岸域での植樹活動、藻場・干潟の再生等のさまざまな取り組みにより、水産資源の維持・培養や海域環境の保全に向けた活動が推進されている。こうした活動は近年、地域住民と漁業者が手をつなぐ形で、遊漁者による放流活動や、市民や子供たちも参加した藻場や干潟の保全・造成活動、そして植樹活動など、徐々に広がりを見せている。

また、都道府県の区域を越えて回遊する広域種については、その広域種が分布する海域において栽培漁業に取り組む関係者が一体となって、種苗の放流とその育成のための漁獲管理との連携により、国民生活に不可欠な水産資源の効果的な回復及び維持に取り組むことが重要である。そもそも水産生物は都道府県の行政区画を越えて回遊・分布する種類が多く、広域的に対策を講じることが必要であるとして、全国の6つの海域毎に、新しい栽培漁業の推進体制となる、都道府県間の連携・共同組織として設立した「海域栽培漁業推進協議会」の連携した取り組みを推進する。

また、国民生活に大切な水産資源の回復・維持管理を図るため、種苗生産、放流、育成管理などにより積極的に資源を増大させる栽培漁業の推進と資源の育つ環境保全の取り組みについて、このための技術の開発と普及促進を図る。

具体的には、全国での「豊かな海づくり」の取り組みが国民的な理解のもとで一層推進されるよう、全国植樹祭とともに皇室行事と位置づけられている「全国豊かな海づくり大会」の推進や、全国各地において実施されている豊かな海づくりに関する活動を推進・支援する事業。海域栽培漁業推進協議会と一体となった広域種の積極的な種苗放流と資源の管理により、低位水準にある資源の回復と維持・安定を図っていくとともに、関係都道府県が共同で種苗生産・放流体制を構築するなどにより、栽培漁業にかかるコストの低減を図るなど課題の解決に取り組むものであり、当協会の有する栽培漁業に関する全国的な総合調整機能を発揮し、海域栽培漁業推進協議会の連携した栽培漁業を推進する事業。加えて、種苗生産コストの一層の低減技術の確立、適地・適時での効率的な種苗放流技術の確立、放流効果の科学的な検証、環境・生態系と調和した増殖技術の推進、漁業者と共に資源を利用する遊漁者との連携方策、稚仔魚の育成環境に不可欠な藻場・干潟の維持・造成技術などにかかる研究・開発状況に対応し、当協会は種苗放流に関して知識と経験を有し、全国的に栽培漁業を行う唯一の全国機関として、これを現場に普及すべく取り組む事業である。

(1)～(11)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置づけられることから一つにまとめた。

##### 2 事業

###### (1) 全国豊かな海づくり大会推進事業

ア. 毎年、皇室行事として開催される「全国豊かな海づくり大会」が各県で円滑に開催されるよう、豊かな海づくり大会推進委員会とともに開催県に対し指導・助言を行う。また、同大会の放流関係行事に対して指導・推進する事業である。

イ. 全国豊かな海づくり大会にかかる「功績団体表彰」(栽培漁業部門・資源管理部門・漁場環境保全部門の3部門)の公募・審査・表彰にかかる業務を行う事業である。  
平成24年度は、豊かな海づくり大会推進委員会と連携し、11月に沖縄県で開催される第32回全国豊かな海づくり大会に関し指導・助言するとともに、ポスター・リーフレット等による大会趣旨の普及・啓発を行うほか、大会放流行事をサポートする。功績団体表彰は、公募された団体等の中から、国民にとって大切な水産資源の維持・培養や環境保全に寄与した優れた団体等を選定し、全国豊かな海づくり大会において表彰を行う。また、平成25年度に開催予定の熊本大会の準備にかかる指導・助言を行う。

#### (2) 豊かな海づくり活動推進事業

ア. 豊かな海づくりの推進運動が地域に根付いた取り組みとして実施されるよう、各地で取り込まれる、地方版の豊かな海づくり大会等の開催を助成する事業である。

イ. 豊かな海づくりに関して、地域での藻場や干潟の保全等の環境・生態系の保全活動について指導・助言を行うとともに啓発・普及を図る事業である。

平成24年度は、地方版豊かな海づくり大会等に対し助成を行うとともに、地域での豊かな海づくり活動の推進を図るため、藻場・干潟の保全活動状況を集めたリーフレットを作成する等の豊かな海づくり活動の普及・啓発を図る。

#### (3) 豊かな海づくり推進広報事業

豊かな海づくりに関して、広く国民に理解、協力が得られ、都市と漁村の交流が図られるよう広報事業を実施する。

平成24年度は、第32回全国豊かな海づくり大会の報告、各地の栽培漁業推進情報、海域栽培漁業推進協議会の活動紹介、各地の豊かな海づくり推進活動などについて機関誌「豊かな海」の編集・発行を予定(年3回行・毎号3500部)。また、全国豊かな海づくり大会、豊かな海づくり推進活動などのリーフレットを作成・配布を予定。ホームページに、広報誌「豊かな海」PDF版、栽培漁業種苗生産・放流実績調査結果概要、全国豊かな海づくり大会概要、栽培漁業や環境保全活動等について掲載予定。豊かな海づくりに関する写真を掲載した平成25年版「豊かな海カレンダー」を1,700本作成・配付予定。また、瀬戸内海栽培漁業協会の設立(昭和38年4月)により栽培漁業が産声をあげてから50周年となる25年度に向け、栽培漁業の歩みをふりかえり今後の発展を期すため「栽培漁業のあゆみ」(仮称)の編纂等の記念事業の準備を進める。

#### (4) 種苗放流による資源造成と資源管理推進事業

水産資源の維持・増大を図るため、海域栽培漁業推進協議会と一体となって、関係県と連携のもとで適地への積極的な種苗放流や、遊漁者を含めた小型魚の再放流などの資源管理の推進等により放流種苗の生残率の向上を図り、計画的に資源を造成する取り組みを推進する事業である。

また、自然災害により栽培漁業関連施設等が被災した場合、関係県と協議し、栽培漁業の復旧を支援する体制を構築し、計画的に復旧を図る対策を講じる。

平成24年度は、国の「種苗放流による資源造成支援事業」を活用し、「資源造成型栽培漁業」の推進のための実証事業に取り組みを行い、太平洋北海域栽培漁業推進協議会でマツカワ、ヒラメを、太平洋南海域栽培漁業推進協議会でトラフグ、ヒラメを、日本海北部海域栽培漁業推進協議会でヒラメを、日本海中西部海域栽培漁業推進協議会でヒラメを、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会でサワラ、トラフグを、九州海域栽培漁業推進協議会でトラフグを対象魚種として選定して事業を実施する。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により壊滅的な被害を受けた関係道県の種苗生産施設の早期の整備を図るとともに、その間他海域の種苗生産施設等から種苗を導入し、放流尾数の確保を図ること。また、放流した種苗を放流海域に適応させるために必要な生息環境の整備が求められている。このため、太平洋北海域栽培漁業推進協議会と一体となって「種苗放流計画・生息環境整備計画策定事業」を推進し、被災県が必要とする放流種苗の確保支援、放流種苗棲息環境整備支援、放流用種苗生産施設の復旧・復興整備支援など、被災海域の栽培漁業を復興させる事業に取り組む。

#### (5) 共同種苗生産・放流体制構築事業

関係都道府県が連携・共同・分業等をすすめることで、種苗生産コストの低減並びに効率的な放流体制の構築に取り組む事業である。

平成24年度は、国の「共同種苗生産・放流体制構築支援事業」を活用し、種苗生産施設の管理状況、種苗生産の状況、技術力、相互協力などについての調査結果から、課題や問題点を抽出し、関係県で協議して体制のできる所から着実に解決していく。

#### (6) 種苗生産情報等提供事業

種苗生産を実施している全国の栽培漁業センター(種苗生産機関等)及び(独)水産研究総合センター(以下「水研センター」という。)の各水研・増養殖研等から年間を通じて、定期的に種苗生産情報、親エビの確保・飼育情報を調査し、種苗生産状況等を分析し、全国の種苗生産情報等として取りまとめ提供することで、各県における種苗生産の効率化を推進することにより、国民の利益の増進に寄与する事業である。

平成24年度は、全国種苗生産情報として、関係都道府県栽培漁業センター・水産試験場・栽培関係法人及び水研センターの計138の種苗生産機関から得られる情報について、取りまとめ発信する。また、都道府県等が実施した平成23年度の種苗生産・中間育成・放流等に関する実績データを収集及び集計を行い「平成23年度栽培漁業種苗生産・入手・放流実績(速報版・概要版及び資料編)」を作成し、都道府県等に配付する。また概要をホームページに公開する。これにより、各県の不足種苗への対応や、海域における栽培漁業推進策の検討に資するとともに、全国的な種苗生産・放流情報のホームページへの開示により、栽培漁業への理解を得る予定である。

#### (7) 栽培漁業技術定着推進事業

栽培漁業技術の研究・開発の状況に対応して、当協会は専門的な立場から各都道府県等からの要請に対応して指導・助言や、総合的な県間の調整を行い、円滑な栽培漁業技術の推進と研究成果の現場への定着を図る事業である。

平成24年度は、水研センターが「沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用」をテーマに実施する「共同研究」について、各海域栽培漁業推進協議会の関係者が連携して円滑に実施されるようサポートする。

#### (8) 栽培漁業技術研修等事業

栽培漁業技術をはじめ豊かな海づくりに関する知見の理解を深め、きめ細かくこれらを普及・定着させるために都道府県、市町村、公益法人、漁業者等及び、栽培漁業に関心のある者などを対象に研修会を開催し、専門的な知識の普及を目的とした事業である。また、各県からの技術情報の問い合わせに対応し、適宜情報提供・指導を実施している。

平成24年度は、全国の4カ所（約150名参加）で「豊かな海づくりに関する現地研修会」を開催する予定である。また、時機に適したテーマを選定し、全国規模の「栽培漁業技術研修会」を都内1カ所（約100名参加）にて開催予定。

また、栽培漁業の関係者等を対象に、栽培漁業に関する諸課題、今後の取り組み方向、優良事例の報告、その他栽培漁業関連情報の紹介を行い、また参加者で討論する栽培漁業推進ブロック会議を全国数箇所で開催し、栽培漁業の推進に資する。豊かな海づくりを推進するための様々な会議等に参画し、情報収集等を行うことで、当協会の機能の強化や会員事業の推進に資する。平成24年度の栽培漁業推進ブロック会議は開催方法・場所等を水産庁等と検討・協議し開催予定。

#### (9) 豊かな海づくり実践活動推進事業

水産資源の生育環境の保全・改善、栽培漁業を始めとする水産動植物の増殖及び養殖の推進、適切な保存管理や都市と漁村の交流等の豊かな海づくりに関する実践的な活動を推進するため、その費用の一部を助成する事業である。

平成24年度は、水産資源の増大や棲そく環境の保全につながる活動など、豊かな海づくりの実践的な取り組みの拡大と増進を図るため、全国からの公募で、22課題の実践活動について助成を行う予定である。またこの取り組み結果について報告書を作成し、事業の一層の推進に資する予定。

#### (10) 棲息環境調査・漁場整備推進事業

水産生物は成長段階や季節により沿岸から沖合にいたる多様な場所に生息しているため、成長段階に適した生息環境等の情報収集と分析を行うことで、資源増大を図る漁場整備の推進に資する事業である。

平成24年度は、水産生物の生活史に対応した広域的な海域を対象とした「水産環境整備マスタープラン」づくりに対応した栽培漁業の推進について調査し取り纏め等を行う。

#### (11) 豊かな海づくりを担う人材バンク事業

栽培漁業を中心とした豊かな海づくりに関する専門的技術について知識・経験を有している人材を確保し、各種委員会・検討会・研修会、調査等の各種事業の効率的かつ円滑な運営に寄与するため人材バンク（登録47名）を構築するとともに、分野別に確保した登録者を各種検討会の委員、助言者、栽培漁業関係の調査、研修会等活用することで、豊かな海づくりへの課題解決に資する事業である。

平成24年度は、登録者の補強に努めるとともに、栽培漁業を中心とした豊かな海づくりに関する各種の委員会・検討会・研修会等の委員、講師及び助言者、放流効果調査の指導者、市場調査員等にこれらの人材を活用する。その他、栽培漁業関係法人の人事交流に関する情報交換を行う。

### 3 財源等

(1)～(5)(7)(9)～(11)は当協会の会費を財源とする。(6)(8)は当協会の会費及び水研センター委託費を財源とする。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

### [2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
21	豊かな海づくりは、水産資源の適切な管理・増殖や、海や湖沼・河川的环境保全を推進することにより、我が国水産物の安定供給の確保を目指して実施されている事業である。種苗放流による広域的資源造成推進事業は、放流種苗の生残率の向上を図り、計画的に資源を造成する取り組みを推進する事業である。 種苗生産コストの一層の低減技術の確立、適地・適時での効率的な種苗放流技術の確立、放流効果の科学的な検証、環境・生態系と調和した増殖技術を推進すること等により、我が国水産物の安定供給の確保を目指している「国民生活に不可欠な物資の安定供給の確保を目的とする事業」に該当すると考える。
19	広報事業で、国民から豊かな海づくりへの理解、協力を得ることによって、我が国水産資源の保全・増大や都市と漁村の交流の実践を通じて、地域の活性化が期待できるので、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」にも関連するものとする。
17	豊かな海づくりは、水産資源の漁獲等による減少を補完し、自然界の生物環境の秩序を維持し、海や湖沼・河川的环境保全を推進することが期待できるのである。また、生息環境の整備事業では、稚仔魚の育成に不可欠な藻場の回復(磯焼け対策)や干潟の保全に組み込み、自然海の生物環境の秩序を維持することが期待できるので、「地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業」とも関連すると考える。
22	共同種苗生産・放流体制構築事業及び種苗生産情報等提供事業は、我が国水産資源の増大を図ることを目的とした放流事業の推進にかかる事業であり、生産コストの削減、施設稼働率の向上などの改善をめざして放流用種苗の確保、多種多様な種苗生産・放流にかかる事業等は「一般消費者の利益の擁護または増進を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	2の(1)のアの事業 1 当該指導・助言は、豊かな海づくりに関する事業が推進され、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益の増進に寄与するものと考えられ、その内容はホームページで公表している。 2 ホームページで、その内容は公表しており、不特定多数の者が利用できるようにしている。  3 豊かな海づくりや栽培漁業に関する専門的知識を有する職員が適切に関与している。	

(14) 表彰、コンクール	<p>1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか。</p>	<p>2の(1)のイの事業</p> <p>1 当該表彰、コンクールは、豊かな海づくりに関する事業が推進され、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益の増進に寄与するものと考えられ、その内容はホームページで公表している。</p> <p>2 表彰実施要領・選考基準に基づいて審査し、功績団体の公募・審査・表彰に係る業務を推進している。</p> <p>3 豊かな海づくりや栽培漁業に関する知識を有する専門家が適切に関与している。</p> <p>4 その内容は、ホームページ等にて公表している。</p> <p>5 表彰実施要領に基づいて推進しており、金銭的な負担を求めない。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>2の(2)のアの事業</p> <p>1 当該助成によって、豊かな海づくりの推進運動が地域に根付いた取り組みとして実施され、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益の増進に寄与するものと考えられ、その内容はホームページで公表している。</p> <p>2 応募の内容はホームページで公表しており、都道府県を窓口として助成希望団体を募集している。</p> <p>3 要領に基づき、助成の可否を決定している。</p> <p>4 専門的知識を持つ職員を有して、実施・取りまとめを行っている。</p> <p>5 助成した対象者並びに課題又は名称をホームページで公表している。</p> <p>6 活動が終了した後、結果報告を当協会に提出させている。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>2の(2)のイの事業</p> <p>1 当該指導・助言は、豊かな海づくりに関する事業が推進され、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益の増進に寄与するものと考えられ、その内容はホームページで公表している。</p> <p>2 ホームページで、その内容は公表しており、不特定多数の者が利用できるようにしている。</p> <p>3 豊かな海づくりや栽培漁業に関する専門的知識を有する職員が適切に関与している。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>2の(3)の事業</p> <p>1事業目的 豊かな海づくりの普及・定着を目指しており、一般国民の理解、協力を得ることにより、豊かな海づくりに関する事業が推進され、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益を増進することに寄与するものとする。</p> <p>2事業の合目的性</p> <p>(1) 受益の機会の公開 海づくり大会の趣旨や内容等を紹介したポスター・パンフレットを作成、配布する他、ホームページ等に掲載することにより誰でも閲覧し、活用できる。</p> <p>(2) 豊かな海づくりに関する専門的知識を有する職員を配置し、広報誌、パンフレット及びホームページを作成している。</p> <p>(3) 審査・選考の公正性の確保 事業内容に審査・選考を伴うものはない。</p> <p>(4) 豊かな海づくりへの理解や協力を得るための普及啓発であり、業界団体の販売促進、共同宣伝にはなっていない。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>2の(4)(5)の事業</p> <p>1 事業目的 広域連携を推進し、種苗放流による資源造成を推進し、関係都道府県が共同で種苗生産・放流体制を構築することで、広域種の積極的な種苗放流により、低位水準にある資源の回復と維持・安定を図っていくものであり、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益を増進することに寄与するものとする。</p> <p>2事業の合目的性</p> <p>(1) 受益の機会の公開 事業の趣旨や内容等を紹介したパンフレットを作成、配布する他、ホームページ等に掲載することにより誰でも閲覧し、活用できる。</p> <p>(2) 栽培漁業の専門的知識を有する職員を配置している。</p> <p>(3) 審査・選考の公正性の確保 事業内容に審査・選考を伴うものはない。</p> <p>(4) 本事業は関係都道府県の連携・共同体制を構築するものであり、業界団体の販売促進、共同宣伝にはなっていない。</p>	
<p>(6) 調査、資料収集</p>	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問い合わせに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>2の(6)の事業</p> <p>1. 全国の種苗生産情報等を取りまとめ提供することで、各県における種苗生産の効率化を推進することになるので、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益を増進することに寄与するものとする。その内容はホームページで公表している。</p> <p>2. 調査、資料収集で得られた知見は、印刷物、ホームページ等で、不特定多数の者が入手できるようにしている。 また、調査、資料収集に関する外部からの問い合わせについては、調査担当者から回答している。</p> <p>3. 調査、資料収集は、専門的知識を有する者による委員会の検討に基づき進行管理している。</p> <p>4. 外部に委託しているものはない。</p>	

(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>2の(7)の事業</p> <p>1 当該指導・助言は、栽培漁業技術の推進と研究成果の現場への定着を図る事業が推進され、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益の増進に寄与するものと考えられ、その内容はホームページで公表している。</p> <p>2 ホームページで、その内容は公表しており、不特定多数の者が利用できるようにしている。</p> <p>3 豊かな海づくりや栽培漁業に関する専門的知識を有する職員が適切に関与している。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>2の(8)の事業</p> <p>1 当該研修会等は、栽培漁業技術をはじめ豊かな海づくりに関する理解を深め、普及・定着を図るものなので、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益を増進することに寄与するものと考えられ、ホームページで公表している。</p> <p>2 栽培漁業の専門的技術の研修であり、各都道府県の栽培漁業関係者等栽培漁業に関心のある者が受講可能である。</p> <p>3 栽培漁業の専門的知識の普及を行うための研修会であるため、確認行為は行っていない。</p> <p>4 規程に基づいた一定の報酬のみ支払っている。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>2の(9)の事業</p> <p>1 当該助成によって、豊かな海づくりに関する実践活動を推進するので、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益の増進に寄与するものと考えられ、その内容はホームページで公表している。</p> <p>2 応募の内容はホームページで公表しており、都道府県を窓口として助成希望団体を募集している。</p> <p>3要領に基づき、助成の可否を決定している。</p> <p>4 専門的知識を持つ職員を有して、実施から取りまとめまでを行っている。</p> <p>5 助成した対象者並びに課題又は名称をホームページで公表している。</p> <p>6 活動が終了した後、結果報告を当協会に提出させている。</p>	

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>2の(10)の事業</p> <p>1. 当該調査、資料収集は、資源増大を図る漁場整備の推進に資する事業なので、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益の増進に寄与するものと考えられ、その内容はホームページで公表している。</p> <p>2. 調査、資料収集で得られた知見は、印刷物、ホームページ等で、不特定多数の者が入手できるようにしている。 また、調査、資料収集に関する外部からの問い合わせについては、調査担当者から回答している。</p> <p>3. 調査、資料収集は、専門的知識を有する者による委員会の検討に基づき進行管理している。</p> <p>4. 外部に委託してない。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>2の(11)の事業</p> <p>1 当該指導・助言は、豊かな海づくりに関する専門家である人材を確保することによって、豊かな海づくりに資する事業であるので、定款で定める国民に水産物を安定的に供給すること及び一般消費者の利益の増進に寄与するものと考えられ、その内容はホームページで公表している。</p> <p>2 ホームページで、その内容は公表しており、不特定多数の者が利用できるようにしている。</p> <p>3 豊かな海づくりや栽培漁業に関する専門的知識を有する職員が適切に関与している。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。